各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について

製造所等の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これらが消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないこととされており、また、当該製造所等のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について、市町村長等の承認を受けたときは、当該承認を受けた部分を仮に使用することができることとされている。

近年、1の製造所等において複数の部分で変更工事が同時期に行われる事例が数多く見受けられ、製造所等の効率的な利用という観点から、変更の工事が終了した部分の円滑な使用が求められているところである。

このようなことから、「規制緩和推進計画の再改定について」(平成9年3月28日閣議決定)において、製造所等の複数の変更工事に係る完成検査に関し、工事終了段階に応じて製造所等を使用するための手続等について検討することとされ、消防庁において安全性を損なわないことを前提に検討を行ってきたところである。

この検討の結論を踏まえ、今般、1の製造所等において、複数の部分で変更工事が行われ、工事が終了した部分から使用する場合の取扱いについて、下記のとおり運用指針を定めたので通知する。

ついては、貴管内の市町村に対してもその旨周知され、その運用に遺漏のないようご配 意のほどよろしくお願いする。

記

1 複数の変更工事に係る許可、完成検査及び仮使用について

1の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区別することができる複数の変更工事については、当該施設の所有者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。

この場合において、それぞれの変更工事について、工事が終了した後、当該変更に係る部分が変更許可どおりに完成していることを確認するための完成検査を実施することが必要であること。

また、当該完成検査を実施した部分については、市町村長等が仮使用承認を行うことにより仮に使用することができるものであること。

2 危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例 危険物施設の完成検査等(許可、完成検査及び仮使用)の手続の具体例及び留意事項 については、別添のとおりであること。

3 仮使用の承認について

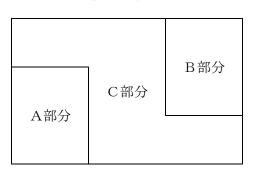
1の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現 に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の 工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、 製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。

別添

危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例 危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例を以下に示す。

なお、危険物施設の工事に係る部分等を便宜的に次図のように区分して説明しているの で留意されたい。

危険物施設

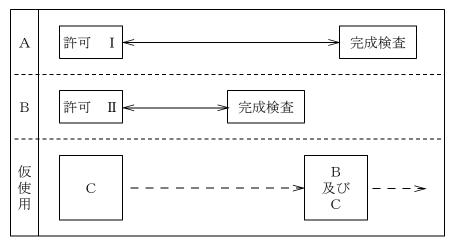


A:変更工事部分A

B:変更工事部分B

C:変更工事を行わない部分C

(1) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合 ア 工期が重複する複数の変更工事の場合



< >工期

① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認す

る。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

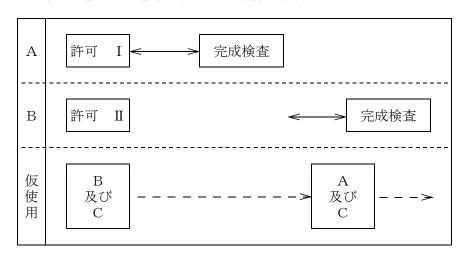
最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I 及び許可 II の変更許可番号等を記載することにより、許可 I 及び許可 II の両方に係るものであることを明記すること。

- ② B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- ③ B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、あらたにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

- ④ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- イ 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合



≺───────── 工期

① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、許可 I の変更工事部分以外の部分 (B部分及びC部分) の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない 場合もある。

(留意事項)

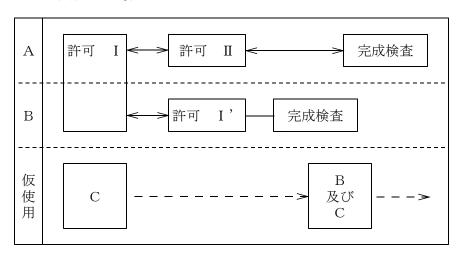
最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

② A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(留意事項)

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

- ④ B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- (2) 複数の変更工事部分について1の変更許可を行う場合(同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。)



① A部分及びB部分を1の変更許可申請で許可Iを行うとともに、変更部分 以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

② B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可 I の工事範囲をB の部分に縮小(許可 I)するとともに、A の部分について新たな許可 II を行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

③ B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

④ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付